

京都市告示第230号

平成17年8月10日京都市告示第292号(建築計画概要書等の閲覧)
の一部を次のように改正します。

平成22年10月1日

京都市長 門川 大作

第1項を次のように改めます。

- 1 概要書の閲覧場所を都市計画局建築指導部建築審査課内に置く。ただし、定期調査報告概要書及び定期検査報告概要書(昇降機及び遊戯施設を除く。)については、都市計画局建築指導部建築安全推進課内に置く。

(都市計画局建築指導部建築審査課)